

○水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例施行規則

令和2年3月31日

水戸市規則第79号

改正 令和3年3月31日規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例（令和2年水戸市条例第4号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び条例の例による。

(地域住民に対する説明事項)

第3条 条例第4条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 指定障害福祉サービス事業者の名称、提供するサービスの種類、その主たる事務所の所在地及び連絡先並びに代表者の職名及び氏名

(2) 第5条各号に掲げる事項

(3) 地域との連携に関する事項

(指定居宅介護等の提供に当たる者)

第4条 条例第7条第1項（条例第10条において準用する場合を含む。）及び第50条第1項の規則で定める者は、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）第1条各号に掲げるものとする。

(令3規則40・一部改正)

(運営規程に定めるべき事項)

第5条 条例第34条の事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額

(5) 通常の実業の実施地域

(6) 緊急時等における対応方法

(7) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) 苦情の処理手順及び窓口

(10) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(事故発生時の対応)

第6条 条例第43条第1項の連絡は、指定居宅介護の提供により当該利用者が次の各号のいずれかに該当する事故が発生した場合に行うものとする。

- (1) 死亡した場合
- (2) 医療機関で治療を受け、若しくは入院し、又は新たに心身に障害が加わり、若しくは障害支援区分が重度になるおそれが生じた場合
- (3) 食中毒となった場合
- (4) 白せん、インフルエンザ等の感染症に感染した場合
- (5) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第7項各号に規定する行為を受けた場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合

2 条例第43条第1項の連絡のうち市長にするものについては、事故発生連絡票（別記様式）により行うものとする。ただし、前項第1号又は第2号に掲げる場合にあっては、直ちに電話、ファクシミリ等により市長に連絡した後、速やかに事故発生連絡票を提出するものとする。

3 条例第43条第2項の規定による報告は、当該事故に対する措置の終了後、速やかに事故発生連絡票により行うものとする。ただし、当該事故に対する措置が長期にわたる場合は、進捗状況に応じて、適宜その経過を報告するものとする。

(記録の整備)

第7条 条例第45条第1項の規則で定める記録は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 従業者及び管理者に関する記録として次に掲げるもの
  - ア 出勤日及び勤務時間が確認できるもの
  - イ 勤務日ごとの勤務した職種及びその職種別の勤務時間数が確認できるもの
  - ウ 従業者ごとの賃金、手当等の月別の支払を証する書類及び当該支払に係る明細が確認できるもの
  - エ 条例第9条に規定する雇用関係等の書面
  - オ 業務に必要な資格証等の写し
- (2) 事業所の平面図及び設備の概要
- (3) 備品台帳
- (4) 会計に関する記録として次に掲げるもの
  - ア 出納帳等その他経理の記録
  - イ 利用料その他の費用の領収証及び明細の写し
  - ウ 障害福祉サービス等報酬を請求するために審査支払機関に提出したもの
  - エ 障害福祉サービス等報酬加算を請求した場合の算定根拠となる資料等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録

2 条例第45条第2項の規則で定める記録は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 条例第29条第1項に規定する居宅介護計画
- (2) 条例第12条第1項に規定する重要事項を記した書面
- (3) 条例第12条第1項の規定により締結した契約の書面又はその写し
- (4) 条例第22条第1項に規定する指定居宅介護の提供日、その内容その他必要な事項の記録
- (5) 条例第32条に規定する市への通知に係る記録
- (6) 条例第38条の2第2項の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (7) 条例第42条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (8) 条例第43条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録

(令3規則40・一部改正)

(指定重度訪問介護の事業に関する読替え)

第8条 条例第46条第1項の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第12条第1項	第34条	第46条第1項において準用する第34条
第23条第2項	次条第1項	第46条第1項において準用する次条第1項
第26条第2項	第24条第2項	第46条第1項において準用する第24条第2項
第28条第1号	次条第1項	第46条第1項において準用する次条第1項
第29条第1項	第7条第2項	第10条において準用する第7条第2項
第33条第3項	第29条	第46条第1項において準用する第29条
第34条	第38条第1項	第46条第1項において準用する第38条第1項
第35条	食事等の介護	食事等の介護、外出時における移動中の介護

2 条例第46条第2項の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第12条第1項	第34条	第46条第2項において準用する第34条
第23条第2項	次条第1項	第46条第2項において準用する次条第1項

		項
第26条第2項	第24条第2項	第46条第2項において準用する第24条第2項
第28条第1号	次条第1項	第46条第2項において準用する次条第1項
第29条第1項	第7条第2項	第10条において準用する第7条第2項
第33条第3項	第29条	第46条第2項において準用する第29条
第34条	第38条第1項	第46条第2項において準用する第38条第1項

(令3規則40・一部改正)

(基準該当障害福祉サービスの事業に関する読替え)

第9条 条例第54条第1項の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第12条第1項	第34条	第54条第1項において準用する第34条
第23条第2項	次条第1項から第3項まで	第54条第1項において準用する次条第2項及び第3項
第26条第2項	第24条第2項	第54条第1項において準用する第24条第2項
第28条第1号	次条第1項	第54条第1項において準用する次条第1項
第29条第1項	第7条第2項	第50条第2項
第33条第3項	第29条	第54条第1項において準用する第29条
第34条	第38条第1項	第54条第1項において準用する第38条第1項

2 条例第54条第2項の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第12条第1項	第34条	第54条第2項において準用する第34条
第23条第2項	次条第1項から第3項まで	第54条第2項において準用する次条第2項及び第3項
第26条第2項	第24条第2項	第54条第2項において準用する第24条第2項
第28条第1号	次条第1項	第54条第2項において準用する次条第1項

		項
第29条第1項	第7条第2項	第50条第2項
第33条第3項	第29条	第54条第2項において準用する第29条
第34条	第38条第1項	第54条第2項において準用する第38条第1項
第53条第1項第2号	第50条第2項	第54条第2項において準用する第50条第2項
第53条第2項	次条第1項	第54条第2項

(令3規則40・一部改正)

(サービス管理責任者)

第10条 条例第56条第1項第4号の規則で定める者は、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）第1項イ(1)及び(2)に定める要件を満たすものとする。

(運営規程に定めるべき事項)

第11条 条例第75条の事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 指定療養介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービスの利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 苦情の処理手順及び窓口
- (11) 入退所の基準
- (12) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(非常災害対策に関する計画に記載する事項)

第12条 条例第78条第1項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 火災、地震その他事業所の立地等から起こり得る非常災害に対処するため、夜間、停電、通信手段の途絶等の状況を踏まえた円滑かつ迅速に避難するための方策
- (2) 非常災害の発生に備えた必要な物資の量及び保管場所
- (3) 非常災害発生時の連絡体制

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(記録の整備)

第13条 条例第83条第1項の規則で定める記録は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 従業者及び管理者に関する記録として次に掲げるもの

ア 出勤日及び勤務時間が確認できるもの

イ 勤務日ごとの勤務した職種及びその職種別の勤務時間数が確認できるもの

ウ 従業者ごとの賃金、手当等の月別の支払を証する書類及び当該支払に係る明細が確認できるもの

エ 条例第58条に規定する雇用関係等の書面

オ 業務に必要な資格証等の写し

(2) 事業所の平面図及び設備の概要

(3) 備品台帳

(4) 会計に関する記録として次に掲げるもの

ア 出納帳等その他経理の記録

イ 利用料その他の費用の領収証及び明細の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録

2 条例第83条第2項の規則で定める記録は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 条例第61条第1項に規定する指定療養介護の提供日及びその内容その他必要な事項の記録

(2) 療養介護計画

(3) 条例第66条第2項に規定するアセスメント等の記録

(4) 条例第66条第8項に規定するモニタリングの記録

(5) 条例第73条に規定する市への通知に係る記録

(6) 条例第84条において準用する条例第12条第1項に規定する重要事項を記した書面

(7) 条例第84条において準用する条例第12条第1項の規定により締結した契約の書面又はその写し

(8) 条例第84条において準用する条例第38条の2第2項の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(9) 条例第84条において準用する条例第42条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(10) 条例第84条において準用する条例第43条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録

(令3規則40・一部改正)

(指定療養介護の事業に関する読替え)

第14条 条例第84条の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第12条第1項	第34条	第75条
第23条第2項	次条第1項	第62条第1項

(平均障害支援区分)

第15条 条例第86条第1項第2号アの規則で定める平均障害支援区分の算定については、厚生労働大臣が定める平均障害支援区分の算定方法(平成18年厚生労働省告示第542号)に定めるところによるものとする。

(令3規則40・一部改正)

(食事の提供に要する費用)

第16条 条例第90条第3項第1号に掲げる費用は、食材料費、調理に係る費用その他利用者が負担することが適当と認められる費用(以下「食材料費等」という。)とする。

(運営規程に定めるべき事項)

第17条 条例第98条の事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の実地の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) 苦情の処理手順及び窓口
- (13) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(指定生活介護の事業に関する読替え)

第18条 条例第102条の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第12条第1項	第34条	第98条
第23条第2項	次条第1項	第90条第1項
第26条第2項	第24条第2項	第90条第2項

第65条第1項	次条第1項	第102条において準用する次条第1項
	療養介護計画	生活介護計画
第66条	療養介護計画	生活介護計画
第67条	前条	第102条において準用する前条

(食事の提供に要する費用等)

第19条 条例第116条第3項第1号に掲げる費用は、食材料費等とする。

2 条例第116条第3項第2号に掲げる費用は、光熱水費に相当する額とする。

(運営規程に定めるべき事項)

第20条 条例第119条の事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものは、次の各号(条例第111条第2項の規定の適用を受ける施設にあっては、第3号を除く。)に掲げるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービスの利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 苦情の処理手順及び窓口
- (11) 入退所の基準
- (12) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(指定短期入所の事業に関する読替え)

第21条 条例第121条の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第12条第1項	第34条	第119条
第23条第2項	次条第1項	第116条第1項
第26条第2項	第24条第2項	第116条第2項
第101条第1項	前条	第121条において準用する前条

(令3規則40・一部改正)

(運営規程に定めるべき事項)

第22条 条例第136条の事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。



- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種，員数及び職務の内容
- (3) 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数
- (4) 指定重度障害者等包括支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 事業の主たる対象とする利用者
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) 苦情の処理手順及び窓口
- (10) 前各号に掲げるもののほか，運営に関する重要事項  
(指定重度障害者等包括支援の事業に関する読替え)

第23条 条例第137条の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは，次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第12条第1項	第34条	第136条
第23条第2項	次条第1項	第137条において準用する次条第1項
第26条第2項	第24条第2項	第137条において準用する第24条第2項

(食事の提供に要する費用)

第24条 条例第142条第3項第1号に掲げる費用は，食材料費等とする。

(指定自立訓練（機能訓練）の事業に関する読替え)

第25条 条例第145条の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは，次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第12条第1項	第34条	第145条において準用する第98条
第23条第2項	次条第1項	第142条第1項
第26条第2項	第24条第2項	第142条第2項
第65条第1項	次条第1項	第145条において準用する次条第1項
	療養介護計画	自立訓練（機能訓練）計画
第66条第1項，第2項及び 第4項から第7項まで	療養介護計画	自立訓練（機能訓練）計画
第66条第8項	療養介護計画	自立訓練（機能訓練）計画
	6月	3月
第66条第10項	療養介護計画	自立訓練（機能訓練）計画
第67条	前条	第145条において準用する前条

第98条	第101条第1項	第145条において準用する第101条第1項
第101条第1項	前条	第145条において準用する前条

(令3規則40・一部改正)

(食事の提供に要する費用等)

第26条 条例第157条第3項第1号に掲げる費用は、食材料費等とする。

2 条例第157条第3項第2号に掲げる費用は、光熱水費に相当する額とする。

3 条例第157条第3項第3号に掲げる費用は、室料に相当する額とする。

4 前項の費用の額の設定に当たっては、次の各号に掲げる事項を勘案しなければならない。

(1) 利用者が利用する施設の建設費用（修繕費用、維持費用等を含む。）の額

(2) 前号の建設費用に対する公的助成の有無

(3) 近隣地域に所在する類似施設の家賃の平均的な額

(利用者負担額に係る管理を要する者)

第27条 条例第158条第1項及び第2項（条例第178条において準用する場合を含む。）の規則で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表第11の8又は第12の8の精神障害者退院支援施設加算を算定されるものとする。

(記録の整備)

第28条 条例第159条第1項の規則で定める記録は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 従業者及び管理者に関する記録として次に掲げるもの

ア 出勤日及び勤務時間が確認できるもの

イ 勤務日ごとの勤務した職種及びその職種別の勤務時間数が確認できるもの

ウ 従業者ごとの賃金、手当等の月別の支払を証する書類及び当該支払に係る明細が確認できるもの

エ 条例第154条において準用する条例第58条に規定する雇用関係等の書面

オ 業務に必要な資格証等の写し

(2) 事業所の平面図及び設備の概要

(3) 備品台帳

(4) 会計に関する記録として次に掲げるもの

ア 出納帳等その他経理の記録

イ 利用料その他の費用の領収証及び明細の写し

ウ 障害福祉サービス等報酬を請求するために審査支払機関に提出したもの

エ 障害福祉サービス等報酬加算を請求した場合の算定根拠となる資料等

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録

2 条例第159条第2項の規則で定める記録は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 条例第156条第1項及び第2項の規定による指定自立訓練（生活訓練）の提供日及びその内容その他必要な事項の記録
- (2) 条例第160条において準用する条例第12条第1項に規定する重要事項を記した書面
- (3) 条例第160条において準用する条例第12条第1項の規定により締結した契約の書面又はその写し
- (4) 条例第160条において準用する条例第38条の2第2項の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 条例第160条において準用する条例第42条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 条例第160条において準用する条例第43条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録
- (7) 条例第160条において準用する条例第65条第1項の規定による自立訓練（生活訓練）計画
- (8) 条例第160条において準用する条例第97条に規定する市への通知に係る記録
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録

（令3規則40・一部改正）

（指定自立訓練（生活訓練）の事業に関する読替え）

第29条 条例第160条の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第12条第1項	第34条	第160条において準用する第98条
第23条第2項	次条第1項から第3項まで	第157条第1項から第4項まで
第26条第2項	第24条第2項	第156条第2項
第65条第1項	次条第1項	第160条において準用する次条第1項
	療養介護計画	自立訓練（生活訓練）計画
第66条第1項、第2項及び第4項から第7項まで	療養介護計画	自立訓練（生活訓練）計画
第66条第8項	療養介護計画	自立訓練（生活訓練）計画
	6月	3月
第66条第10項	療養介護計画	自立訓練（生活訓練）計画
第67条	前条	第160条において準用する前条
第98条	第101条第1項	第160条において準用する第101条第1項
第101条第1項	前条	第160条において準用する前条

（令3規則40・一部改正）

（指定就労移行支援の事業に関する読替え）

第30条 条例第178条の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第12条第1項	第34条	第178条において準用する第98条
第23条第2項	次条第1項	第178条において準用する第142条第1項
第26条第2項	第24条第2項	第178条において準用する第142条第2項
第65条第1項	次条第1項	第178条において準用する次条第1項
	療養介護計画	就労移行支援計画
第66条第8項	6月	3月
第67条	前条	第178条において準用する前条
第98条	第101条第1項	第178条において準用する第101条第1項
第101条第1項	前条	第178条において準用する前条
第158条第1項	支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者に限る。）	支給決定障害者（規則で定める者に限る。以下この項において同じ。）
第158条第2項	支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者を除く。）	支給決定障害者（規則で定める者を除く。）

（令3規則40・一部改正）

（運営規程に定めるべき事項）

第31条 条例第191条の事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）、賃金及び条例第186条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策

- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) 苦情の処理手順及び窓口
- (14) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項  
(運営状況に関し必要な事項及び評価方法)

第31条の2 条例第191条の2の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 労働時間
- (2) 生産活動
- (3) 多様な働き方
- (4) 支援力向上のための取組
- (5) 地域連携活動

2 条例第191条の2の規則で定める評価の方法については、厚生労働大臣が定める事項及び評価方法  
(令和3年厚生労働省告示第88号)に定めるところによるものとする。

(令3規則40・追加)

(指定就労継続支援A型の事業に関する読替え)

第32条 条例第192条の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第12条第1項	第34条	第191条
第23条第2項	次条第1項	第192条において準用する第142条第1項
第26条第2項	第24条第2項	第192条において準用する第142条第2項
第65条第1項	次条第1項	第192条において準用する次条第1項
	療養介護計画	就労継続支援A型計画
第67条	前条	第192条において準用する前条
第101条第1項	前条	第192条において準用する前条

(令3規則40・一部改正)

(指定就労継続支援B型の事業に関する読替え)

第33条 条例第197条の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第12条第1項	第34条	第197条において準用する第98条
第23条第2項	次条第1項	第197条において準用する第142条第1

		項
第26条第2項	第24条第2項	第197条において準用する第142条第2項
第65条第1項	次条第1項	第197条において準用する次条第1項
	療養介護計画	就労継続支援B型計画
第66条	療養介護計画	就労継続支援B型計画
第67条	前条	第197条において準用する前条
第98条	第101条第1項	第197条において準用する第101条第1項
第101条第1項	前条	第197条において準用する前条
第187条第1項	第192条	第197条
	就労継続支援A型計画	就労継続支援B型計画

(令3規則40・一部改正)

(運営規程に定めるべき事項)

第34条 条例第199条の事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定就労継続支援B型の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービスの利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 苦情の処理手順及び窓口
- (11) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(基準該当就労継続支援B型の事業に関する読替え)

第35条 条例第201条の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第12条第1項	第34条	第199条
第23条第2項	次条第1項	第201条において準用する第142条第2項
第26条第2項	第24条第2項	第201条において準用する第142条第2項

第65条第1項	次条第1項	第201条において準用する次条第1項
	療養介護計画	基準該当就労継続支援B型計画
第66条	療養介護計画	基準該当就労継続支援B型計画
第67条	前条	第201条において準用する前条
第101条第1項	前条	第201条において準用する前条
第187条第1項	第192条	第201条
	就労継続支援A型計画	基準該当就労継続支援B型計画

(令3規則40・一部改正)

(職場への定着のための支援の提供における対面に相当する方法)

第35条の2 条例第208条第2項の規則で定める対面に相当する方法は、画像及び音声の送受信により、指定就労定着支援事業者と利用者が同時に通話することができる情報通信機器を活用する方法その他の対面に相当する方法とする。

(令3規則40・追加)

(運営規程に定めるべき事項)

第36条 条例第210条の事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の実地の実施地域
- (6) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) 苦情の処理手順及び窓口
- (9) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(記録の整備)

第37条 条例第211条第1項の規則で定める記録は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 従業者及び管理者に関する記録として次に掲げるもの
  - ア 出勤日及び勤務時間が確認できるもの
  - イ 勤務日ごとの勤務した職種及びその職種別の勤務時間数が確認できるもの
  - ウ 従業者ごとの賃金、手当等の月別の支払を証する書類及び当該支払に係る明細が確認できるもの
  - エ 条例第204条において準用する条例第58条に規定する雇用関係等の書面

オ 業務に必要な資格証等の写し

(2) 事業所の平面図及び設備の概要

(3) 備品台帳

(4) 会計に関する記録として次に掲げるもの

ア 出納帳等その他経理の記録

イ 利用料その他の費用の領収証及び明細の写し

ウ 障害福祉サービス等報酬を請求するために審査支払機関に提出したもの

エ 障害福祉サービス等報酬加算を請求した場合の算定根拠となる資料等

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録

2 条例第211条第2項の規則で定める記録は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 条例第212条において準用する条例第12条第1項に規定する重要事項を記した文書

(2) 条例第212条において準用する条例第12条第1項の規定により締結した契約の文書又はその写し

(3) 条例第212条において準用する条例第22条第1項の規定による指定就労定着支援の提供日及びその内容その他必要な事項の記録

(4) 条例第212条において準用する条例第32条に規定する市への通知に係る記録

(5) 条例第212条において準用する条例第42条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 条例第212条において準用する条例第43条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(7) 条例第212条において読み替えて準用する条例第66条第1項に規定する就労定着支援計画

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録

(指定就労定着支援の事業に関する読替え)

第38条 条例第212条の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第12条第1項	第34条	第210条
第23条第2項	次条第1項	第212条において準用する次条第1項
第26条第2項	第24条第2項	第212条において準用する第24条第2項
第65条第1項	次条第1項	第212条において準用する次条第1項
	療養介護計画	就労定着支援計画
第66条	療養介護計画	就労定着支援計画

(指定自立生活援助の事業に関する読替え)

第39条 条例第220条の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。



読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第12条第1項	第34条	第220条において準用する第210条
第23条第2項	次条第1項	第220条において準用する次条第1項
第66条第1項、第2項及び第4項から第7項まで	療養介護計画	自立生活援助計画
第66条第8項	療養介護計画	自立生活援助計画
	6月	3月
第66条第10項	療養介護計画	自立生活援助計画

(令3規則40・一部改正)

(運営規程に定めるべき事項)

第40条 条例第233条の事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) 入居に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 苦情の処理手順及び窓口
- (11) 入退居の基準
- (12) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(指定共同生活援助の事業に関する読替え)

第41条 条例第238条の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第12条第1項	第34条	第233条
第23条第2項	次条第1項	第228条第1項
第26条第2項	第24条第2項	第228条第2項
第101条第1項	前条の協力医療機関	第237条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関
第158条第1項	支給決定障害者(指定宿泊型自立	支給決定障害者(入居前の体験的な指定

	訓練を受ける者及び規則で定める者に限る。)	共同生活援助を受けている者を除く。)
第158条第2項	支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者を除く。)	支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。)

(令3規則40・一部改正)

(日中サービス支援型指定共同生活援助の事業に関する読替え)

第42条 条例第248条の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第12条第1項	第34条	第248条において準用する第233条
第23条第2項	次条第1項	第248条において準用する第228条第1項
第26条第2項	第24条第2項	第248条において準用する第228条第2項
第66条	療養介護計画	日中サービス支援型共同生活援助計画
第101条第1項	前条の協力医療機関	第248条において準用する第237条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関
第158条第1項	支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)	支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。)
第158条第2項	支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)	支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。)

(令3規則40・一部改正)

(運営規程に定めるべき事項)

第43条 条例第256条の事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及

びその額

- (5) 入居に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 苦情の処理手順及び窓口
- (11) 入退居の基準
- (12) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項  
(外部サービス利用型指定共同生活援助の事業に関する読替え)

第44条 条例第259条の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第23条第2項	次条第1項	第259条において準用する第228条第1項
第26条第2項	第24条第2項	第259条において準用する第228条第2項
第101条第1項	前条の協力医療機関	第259条において準用する第237条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関
第158条第1項	支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）	支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）
第158条第2項	支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）	支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）
第231条第3項	当該指定共同生活援助事業所の従業者	当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者

(令3規則40・一部改正)

(一体的に事業を行う多機能型事業所)

第45条 条例第260条第2項の一体的に事業を行う多機能型事業所のうち規則で定めるものは、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等第2項に定める多機能型事業所とする。

(情報通信機器を活用した委員会等の開催方法)

第46条 条例第263条の規則で定める方法は、画像及び音声の送受信により、当該委員会又は会議の出席者が同時に通話することができる情報通信機器を活用する方法とする。

(令3規則40・追加)

(電磁的記録による作成等)

第47条 この規則の規定により書面で行うこととされている作成、取得、保存等の行為については、当該規定にかかわらず、書面に代えて、電磁的記録により行うことができる。

(令3規則40・追加)

(補則)

第48条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(令3規則40・旧第46条繰下)

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年3月31日規則第40号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

事故発生連絡票

水戸市長 様

第 1 報 年 月 日

最終報告 年 月 日

報告者

事業者の名称及び所在地 \_\_\_\_\_ Tel \_\_\_\_\_

事業所の名称及び所在地 \_\_\_\_\_ Tel \_\_\_\_\_

責任者名 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_

利用者	氏名		住所		電話番号		
	性別	年齢	歳	支援区分	受給者証番号		
事故の概要	発生日時	年	月	日	時	分	発生場所
	【概要（原因・経緯等）】						
事故時の対応	治療した医療機関名				医療機関所在地		
	【治療の概要】						
	【家族等への連絡状況】						

事故後の対応	【利用者や家族の現在の状況】
	【事業所としての再発防止への取組】
	【損害賠償等の状況】(検討中・交渉中は、結果が分かり次第再度報告してください。)
その他連絡事項	

別記様式（第 6 条関係）

（令 3 規則40・一部改正）